

第19回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年4月19日（火）午後6時45分～
さいたま市役所第2別館第3会議室

1 開 会

2 議題

（1）意見交換準備チーム等について

（2）条例案骨子について

3 その他

4 閉会

【配付資料】

次第

資料1 条例案骨子の再検討作業シート

参考資料1 市民から寄せられた意見

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
(1) 総論		
<p>①自治基本条例の目的</p> <p>● (目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この条例は、自治を担う市民、議会、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）の主体的な取組を促し、市民自治の確立を図り、もって市民が幸せを実感し、誇りを持つてる都市を実現することを目的とする。 ・ そのために、市（さいたま市をいう。以下同じ。）の自治の基本理念を明示し、市民の権利及び責務、議会、市長等の役割及び責務、まちづくり（市政運営を含む。）の基本的事項等を定める。 		
<p>②自治の基本理念</p> <p>● (自治の基本理念)</p> <p>市民、議会、市長等は以下に掲げることを自治の基本理念として、市民自治の確立を目指すものとする。</p> <p>(1) まちづくり（豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動をいう。以下同じ。）は、市民が責任を持って主体的に地域や市の課題解決に取り組むことを基本とする。</p> <p>(2) 住民の信託を受けた議会及び市長等は、それぞれの役割や責務を果たしながら、市民のための市政運営を行う。</p> <p>(3) 市は、国や県と対等な立場に立って協力関係を築くとともに、自律的な市政運営の実現を目指す。</p>		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
<p>③用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (市民とは) 「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体をいう。 ● (市民自治とは) 「市民自治」とは、市民が主体となって地域や市の課題の解決に取り組むなど、市民が自ら行うことを基本として、住民から信託を受けた議会及び市長等も、ともに市民のためのまちづくりを進めることをいう。 ● (協働とは) 「協働」とは、市民、議会、市長等が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいう。 ● (市民参加とは) 「市民参加」とは、市政やまちづくりに市民が主体的に関わることをいう。 		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
<p>④条例の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（自治基本条例の遵守） この条例は、市民自治の推進に当たり、その理念や基本的なルールを明らかにし、地域や市の課題の解決に際して、最も大切な規範として運用するものであり、市民、議会、市長等は、誠実にこれを遵守しなければならない。 ●（他の条例等との関係） 議会及び市長等は、他の条例、規則、他の規程を制定、運用、改正、廃止するときは、原則として、この条例の規定との整合を図らなければならない。 ●（市の計画等との関係） 市長等が計画を策定等する場合、または事業を決定、実施等する場合も、同様とする。 		
（2）市民の権利と責務		
<p>①市民の権利</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（市民の権利） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、安全で安心な環境の中で暮らし、活動する権利を有する。 ・ 市民は、市民自治を担う主体として尊重されるとともに、次に掲げる権利を有する。 <ol style="list-style-type: none"> （1）市政に関する情報を議会及び市長等と共有すること。 （2）政策の立案、実施及び評価の過程に関わること。 （3）まちづくりの成果を享受すること。 		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
<p>②市民の責務</p> <p>●（市民の責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。 ・ 市民は、市政及びまちづくりへの参加に当たり、法令等を遵守するとともに、自らの発言や行動に責任を持つよう努めるものとする。 ・ 市民は、互いの発言や行動を認め合いながら、互いに助け合い、まちづくりに努めるものとする。 ・ 市民は、公共サービスの享受に当たり、応分の負担を負うものとする。 <p>●（事業者の責務）</p> <p>事業者は、事業活動等を行うに当たり、公共的な視野に基づいて、自然環境や生活環境などに配慮し、地域と調和した活動を行うものとする。</p>		
<p>③自治の担い手としての人づくり</p> <p>●（市民自治の担い手としての人づくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、議会、市長等は、市民自治を推進するため、市民自治の担い手として市民が成長できる環境を積極的に整備するよう努めるものとする。 ・ 市民、議会、市長等は、次代の社会を担う子ども及び青少年に対し、市民自治の担い手としての能力が育っていくように積極的に支援を行うよう努めるものとする。 		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
(3) 議会・議員の役割と責務		
<p>①議会の役割・責務</p> <p>● (議会の役割)</p> <p>議会は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、市の意思を決定するとともに、市長等による事務の執行の監視機能、調査機能、政策形成機能、議決機関としての利害調整機能などを果たしていかなければならない。</p> <p>● (議会の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は、その役割を十分に果たし、かつ、市民自治を推進するため、市民の多様な幅広い意見を市政に反映させるよう努めるものとする。 ・ その際、議会は、市民の市政に対する関心と参加意欲を高めるとともに、市民が議会を身近なものと感じられるよう努めながら、主に次に掲げる取組を推進するものとする。 <p>(1) 議会の意思決定及びそこに至る過程についての情報などを市民に積極的かつ分かりやすく提供するとともに、すべての会議を原則として公開するなど、議会における透明性の確保を図ること。</p> <p>(2) 議会の諸活動への市民参加を促進すること。</p>		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
<p>②議員の役割・責務</p> <p>●（議員の責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員は、住民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、議会の役割及び責務を果たすため、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 ・ 議員は、市民全体の福祉の向上を勘案して職務を遂行するため、市民との対話などを積極的に行い、市民の多様な幅広い意見の把握に努めなければならない。 		
（４）市長・職員の役割と責務		
<p>①市長の役割・責務</p> <p>●（市長の役割・責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長は、市の代表者として、市民福祉の向上及び市の健全な発展のため、市民自治の推進を図り、公正かつ誠実に市政を運営する。 ・ 市長は、開かれた市政運営を行うとともに、効率的かつ健全な財政運営を行わなければならない。 ・ 市長は、市政におけるビジョン（将来の構想や展望）を明示し、リーダーシップを発揮して、その実現を図らなければならない。 ・ 市長は、市政の各分野にまたがる課題の解決のため、関係部署や関係機関の相互の連携、調整を図り、総合的な取組の推進に努めなければならない。 		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
<p>②職員の役割・責務</p> <p>●（職員の役割・責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、法令等を遵守するとともに、市政の運営に携わり、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 ・ 職員は、市民とともに市民自治を推進する立場であることを自覚し、市民自治へ積極的に参加するよう努めなければならない。 ・ 職員は、市民の信頼と期待にこたえることができるよう、常に能力の向上に努めなければならない。 		
（5）市政運営・まちづくり		
<p>①市政運営の基本原則</p> <p>●（市政運営の基本原則）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会及び市長等は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、明確なコンセプト（骨格となる概念）を提示し、計画的な市政運営を行う。 ・ 市政運営に際しては、以下を基本とする。 <p>（1）市政に関する情報の適切な管理、提供、共有に努め、公正性、透明性の確保を図る。</p> <p>（2）市民参加の機会を確保し、市民の意思の反映に努める。</p> <p>（3）市民の自主的な活動を尊重するとともに、地域や市の課題を効果的に解決するため、協働の核となる人材の育成や発掘に努め、積極的に協働の推進を図る。</p> <p>（4）社会経済情勢の変化及び多様化する地域や市の課題に迅速かつ的確に対応するため、政策、制度、組織などについて不断の見直しを行うとともに、総合的な取組の推進に努める。</p>		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
<p>②情報共有等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (情報共有) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、議会、市長等は、市民自治を進めるに当たり、まちづくりに関する情報を積極的に発信し合い、共有に努めるものとする。 ・ 議会及び市長等は、この情報共有のための仕組みの充実に努めるものとする。 ● (情報公開の総合的な推進) <p>議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、説明責任を全うするため、情報提供及び情報開示による情報公開の総合的な推進に努めるものとする。</p> <p>(1) 情報提供 議会及び市長等は、市政に関する正確な情報を、市民に分かりやすく、かつ、市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的に提供するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 情報開示 議会及び市長等は、その保有する情報について市民から開示請求があったときは、さいたま市情報公開条例などの法令等に基づき、適正に対応しなければならない。</p> ● (個人情報の保護) <p>議会及び市長等は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いについて、さいたま市個人情報保護条例などの法令等に基づき、適正に行わなければならない。</p> 		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
<p>③市政への市民参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (市政への市民参加の促進) <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会及び市長等は、市民の意見を反映した市政の実現のため、政策等の立案、実施及び評価の過程など市政への市民参加の促進に努め、市民参加により検討等を行った結果や市政への反映状況などを適宜公表するものとする。 ・ 議会及び市長等は、多様な市民が市政に参加できるように、市民参加の制度や機会の充実に努めるとともに、市民参加に関する手続の簡素化に努めるものとする。 ● (審議会等への市民参加) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長等は、市の重要な政策等の検討を行う審議会等において、公募等の方法により多様な市民を委員に選任するなど、積極的に市民参加の取組を進めるものとする。 		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
<p>④協働</p> <p>●（協働の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と議会・市長等は、地域又は社会における共通の目的の実現並びに地域や市の課題の発見及び効果的な解決を図るため、次に掲げる原則に基づき、協働を推進するものとする。 （1）目的及び目標を共有すること。 （2）互いの立場や特性を尊重し、対等な立場で協力すること。 （3）それぞれの責任と役割を明確にすること。 （4）公平性、公正性及び透明性を確保すること。 ・ 市民と議会・市長等は、各々から協働の提案があった場合で、それが地域又は社会における共通の目的の実現及び地域や市の課題の解決に必要と認められるときは、協働の実現に努めるものとする。 ・ 議会及び市長等は、市民に対する協働に関する理解を深める機会の提供、市民の自発的な活動の支援、協働の場の設定その他の協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとする。 		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
<p>⑤市民の意見等への対応義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (市民の意見等への対応義務) <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会及び市長等は、市政に対する市民の意見、要望、提案等について誠実に受け止め、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するものについては、可能な限り、速やかに市政に反映させるものとする。 ・ 議会及び市長等は、市政に対する市民の意見、要望、提案等に対しての対応方針または対応結果を、市民に速やかに回答し、説明責任を果たすものとする。 ・ 議会及び市長等は、市民との情報共有のため、市政に対する市民の意見、要望、提案等及びこれらに対する対応方針または対応結果を、公表するよう努めるものとする。 		
<p>⑥住民投票</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (住民投票の実施) <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会及び市長は、市政に関する重要な案件について、住民の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。 ・ 住民投票を実施する際は、議会及び市長は、住民の適切な判断が可能となるよう、必要な情報を公平、公正に、かつ、住民に分かりやすく提供するよう努めなければならない。 ● (住民投票の結果の尊重) <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。 		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
<p>⑦総合振興計画</p> <p>●（総合振興計画の策定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長は、市政の総合的かつ計画的な運営を行うため、総合振興計画を策定し、公表しなければならない。 ・ 市長は、総合振興計画の策定に当たっては、積極的に市民の参加を求めなければならない。 ・ 市長は、総合振興計画の実施状況を定期的に確認するとともに、公表しなければならない。 ・ 市長は、社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に柔軟に対応するとともに、必要に応じて総合振興計画の見直しを行うものとする。 		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
<p>⑧財政運営</p> <p>●（健全な財政運営）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営、必要な財源の確保、市の財産の適切な管理及び効率的な運用に努めることにより、中長期的視野に立った財政の健全性の確保を図らなければならない。 ・ 議会は、市の意思決定を行うに当たっては、中長期的視野に立った財政の健全性の確保を十分に考慮しなければならない。 ・ 市長等は、透明性の確保及び財政状況に関する市民意識の向上を図るため、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。 ・ 市民は、市の財政状況について、自らの、また、将来世代の生活に関わる問題として理解し、行動するよう努めるものとする。 		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
<p>⑨監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（監査の実施及び運用） <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員は、適正で、合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等について監査を行う。 ・ 市長は、適正で、合理的かつ効果的な行政運営を確保するため、外部監査人による監査を実施しなければならない。 ・ 監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければならない。 ・ 議会及び市長等は、監査結果に基づき、市政運営の向上に努めなければならない。 		
<p>⑩行政評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（行政評価の実施） <p>市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うとともに、市政の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、行政評価を実施する。</p> ●（行政評価への市民参加） <p>市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民から意見を聴く、または市民による評価を実施するなど、市民参加の方法を取り入れるよう努めるものとする。</p> ●（評価結果の公表及び事業等への反映） <p>市長等は、行政評価の内容及び結果について、市民に対して分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果を事業等に反映させるよう努めるものとする。</p> 		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
<p>⑪組織、人員体制等</p> <p>●（組織の整備等）</p> <p>市長等は、市民の視点に立ち、次のことに留意して、組織の整備、職員の適正な配置、職員の育成に努めるものとする。</p> <p>（１）地域や市の課題に的確に対応できること。</p> <p>（２）市民が行政サービスを利用しやすいこと。</p> <p>（３）行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。</p> <p>（４）組織については、市民に分かりやすいこと。</p> <p>●（市政に参加しやすい組織風土の醸成）</p> <p>議会及び市長等は、市民が市政に参加しやすい組織風土の醸成に努めるものとする。</p>		
<p>⑫市の発展のための法務</p> <p>●（市の発展のための法務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会及び市長等は、地域や市の課題解決のため、自らの責任において、法律、条例、規則など法令等の適正な解釈及び柔軟な運用を行うとともに、必要に応じて条例や規則等の制定、改正または廃止を行うものとする。 		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
<p>⑬危機管理</p> <p>●（危機管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会及び市長等は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす、またはそのおそれのある災害、事件、事故など緊急の事態をいう。以下同じ。）に対する市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全を守ることを目的として、次に掲げることに努めなければならない。 （1）「自助」、「共助」、「公助」の考え方及び危機管理対策について市民へ周知及び啓発を行うこと。 （2）市民や関係機関と危機管理に関して積極的に協議し、または相互に協力し、適切な対応を準備すること。 （3）危機発生の予測・予知、被害の未然防止・回避・軽減、危機の再発防止を図ること。 （4）被害者の救済など危機の收拾を図ること。 ・ 市長等は、危機発生時には、その情報を速やかに収集、発信し、市民及び地域とともに迅速かつ効果的な対応を図らなければならない。 		

条例案骨子の再検討作業シート

資料1

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
<p>⑭ 国や他の地方自治体等との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (国、埼玉県と市の関係) <p>議会及び市長等は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、国及び埼玉県と対等で協力的な関係を築き、相互に連携して市のまちづくりを推進するとともに、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある国及び埼玉県の政策等に対し、市民の意思を尊重し、必要に応じて意見等を行うよう努めるものとする。</p> ● (他の地方自治体と市の関係) <p>議会及び市長等は、市が関わる他の地方自治体と積極的に連携を進め、競い合い、助け合い、共に発展していくことに努めるものとする。</p> ● (諸外国と市の関係) <p>議会及び市長等は、国際交流及び国際協力を推進し、相互理解を深めるとともに、これらを通じて得られた知見を、市のまちづくりに反映するよう努めるものとする。</p> 		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
(6) 地域コミュニティ・区		
<p>①身近なコミュニティ</p> <p>● (地域コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、暮らしやすい地域社会を形成するために、地域コミュニティ（身近な生活の場となる地域を構成する住民の集合体をいう。）を基盤とする自治会等の活動を通じて、地域の身近な課題の解決に積極的に協力して取り組むよう努めるものとする。 ・ 自治会等、市民活動団体、事業者など地域において活動する主体は、地域の身近な課題の解決に向けて、それぞれの自主性に基づき、相互に連携するよう努めるものとする。 ・ 市長等は、地域において活動する主体の自主性及び自律性に配慮しながら、その活動及び相互の連携に対して、必要な支援を行うものとする。 		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
<p>②区のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (区役所の役割・責務) <ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所は、区民の生活に密着した行政サービスを効果的、効率的かつ総合的に行うよう努めるものとする。 ・ 区役所は、地域の問題を受け止める身近な窓口として、また、区民（区内に住所を有する者、区内で働く者、区内で学ぶ者、区内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体をいう。以下同じ。）による地域のまちづくりの調整・まとめ役として機能し、地域の問題について区民とともに、また、本庁組織と連携して解決を図るなどして、地域の特色を生かした個性あるまちづくりを推進する。 ・ そのために、区民の生活に関わる様々な情報の収集及び発信を進め、区民の区政への参加及び協働を促し、区民の様々な活動の支援を通して、区民の主体的なまちづくりの推進に努めるものとする。 ● (区長の役割・責務) <ul style="list-style-type: none"> ・ 区長は、その権限と責任のもと、市政及び区政の方針に基づき、中長期的な視点に立って、リーダーシップを発揮しながら、公正、公平、かつ迅速に、区民のための区政を行うものとする。 ● (区民会議) <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民が主体となって区のまちづくりの課題について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民会議を設置する。 ・ 区民会議は、区内に住所を有する者または区内で活動する多様な主体の代表等で構成する。また、区役所職員が参加し、必要に応じて行政の立場からの助言等を行う。 ・ 市長及び区長は、区のまちづくりの推進のために、区民会議の提言を尊重するものとする。 		

条例案骨子の再検討作業シート

中間報告・条例案骨子	疑問点等	対応
(7) 条例の運用等		
<p>①条例の運用（実効性の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（実効性の確保） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長等は、市民自治の推進を図るため、この条例の啓発、運用状況の調査、実績の評価、必要な改善の検討等を市民参加により行う仕組みを設けるものとする。 ・ 議会及び市長等は、この条例について、市民の理解が進むよう、市民への啓発に努めるものとする。 ●（条例の見直し） <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会及び市長等は、社会経済情勢、この条例の運用状況等を勘案し、適宜見直しを行うものとする。 ・ この条例の見直しの検討は、市民参加により行うものとする。 		

市民から寄せられた意見

1 中間報告に対する意見

さいたま市のまちづくりと暮らしについて、市民がどのように参画し、どのような責務を負い、どのような夢を持ち、どのような実りを得ることができるのか、「さいたま市のまちづくりと暮らしの羅針盤」となる条例ができると期待している。

願わくは、人によっていろいろの解釈ができるような玉虫色の条例ではなく、市民一人ひとりが自治の担い手としての自覚と責任を感じることができるようなメッセージ性のある条例にしてほしい。

(1) 名称について

「さいたま市自治基本条例」の方がよいと思う。市民だけでなく「さいたま市」を構成する全ての人（法人を含む）や団体や機関、すなわち、市民、市長、行政（職員）、議会、企業等の法人や機関が、それぞれ役割を担い、主体的にまちづくりに取り組む指針となる条例にしてほしい。

(2) 用語の定義について

「市民」の定義について、川崎市の条例と類似した定義だが、平塚市や三鷹市の条例の定義と説明の方がわかりやすい。

「市内に住所を有する者」とあるが、「住所を有する」とはどういう意味か？ 「住民」と何が違うのか？ 「市内に住む者」と書かない意図は何か？ これに対し、「市内で働く者、市内で学ぶ者」とやや平たく広い表現にした意図は何か？

【考え方・解説】のイには、『この条例における「市民」には、住民、通勤・通学者、公益的活動や事業活動その他様々な活動を行う者（団体）としています。』とあるが、この文脈を前記のような記述によって、誤解なく理解されるか不明。

【考え方・解説】のアには、『納税者でもある住民がもっとも重要な存在』とあるが、納税の有無で市民の軽重を測るということか？ 「納税」とは市税のことか？ 「納税していない住民」も「納税者である非住民」もいるが？

広い意味で「市民」という言葉を使うことは否定しないが、記述の中で同じ意味で使っていないところが見受けられる。

例えば、12 ページの②市民の責務の項で、市民の責務と併記して、事業者の責務とあるが、ここで言う「企業などの事業者」と「市内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者や団体」は違うのか？

また、20 ページの情報開示について、開示請求できる「市民」が、さいたま市の情報公開条例の開示請求できる者の条件と矛盾しないか？

34 ページ以降の地域コミュニティーの記述の中で、使用されている「市民」はここで定義された「市民」全てを想定しているのか？

「区民」と言う時、「市民」の定義を援用できるのか？「住民」の定義は？

(3) 外国人について

一部の市民から寄せられた意見の中に外国人を排斥するような主張があったことを残念に思う。「市民」の定義を正しく解釈すれば、国籍や民族に関わらず外国人も「市民」たりうることが理解できるし、平成 24 年に施行される外国人の住民基本台帳への登録に伴い、外国人市民が暮らしやすくなり、「市民」としての自覚を持って、地域の一員として生活するようになれば、彼らから学ぶことも多いはずである。外国人に限らず、あらゆる差別や不公平を許さないまちであってほしいし、そうあるよう条例に明記してほしい。

2 その他

市民のまちづくりと暮らしの羅針盤となる条例の骨子、市から保障される市民の権利と義務を明文化した市民（自治）憲章を作り、市役所のエントランスホールに掲げたらどうか。そして、それを、さいたま市に住む全ての人の母語に翻訳して配布してほしい。

また、市内の中学生には、市役所訪問をして、消防や警察、税務署なども見て回り、行政や公共の仕事の現場を見学し、その際、市民憲章も勉強してもらおうとよいのではないか。小学校ではまち探検があり、子供会で町内の行事に参加する機会があるが、それ以降、町内との接点もなくなり、まちの事を知る機会がなくなる。たくさんの方が暮らしを支えていることを知ることはよいことです。

以上、1 名の方からの意見（一部要約）